

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)		
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	10:00～15:00
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇偶数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 4月18日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者総合相談	月～金 (土・日は要相談)	8:30～17:00 (ふくしの駅)
介護家族相談会	偶数月の 第2金曜日	13:30～15:00 (多機能型事業所あさひサロンスペース)

※介護家族相談会は4月から場所を変更します。
問い合わせ

地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

9時～18時 ※5/3(木)～5/6(日)は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 第2水曜日 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※相談日前々日の12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町）☎ 26-0607

医薬品的な「効能」をうたう健康食品の勧誘にご注意！

〈相談内容〉

腰痛で悩んでいたものの通院がおっくうになっていた。そんなときに電話がかかり、腰痛に効くという健康食品を勧められ試しに飲んでみた。

効果は分からないが飲み終えた頃にまた商品が届くためやめられない。

最初は割引価格だったが2回目から定価で、月々1万円は負担だ。しかし効果があるなら続けたいと思うが、どうか。

【健康食品には病気に対する治療効能をうたうことができません】

病を抱える方の中には、見知らぬ事業者からの突然電話で世間話や体調不良の話をするうち、勧められるまま健康食品を契約する、というケースがあるようです。

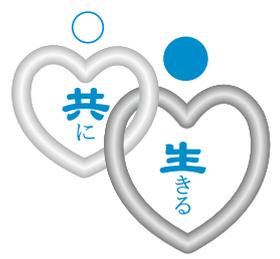
しかし健康食品はあくまでも食品であり、カプセルや錠剤であっても医薬品ではないため「がんが良くなる」「いろいろな病気が治る」という効能をうたうことは認められていません。

さらに食品が「天然」「自然」由来のものであってもご本人の体質や病状によっては、喫食に際し安全とは限らない場合もあります。

【断わりきれず購入してしまったら】

電話勧誘販売の場合8日以内であればクーリングオフが可能ですが、この期間を経過していても、事業者が事例のように不実を告げていた場合は、消費していない部分に関して契約の取り消しを求めることが出来ます。

おかしいな、困ったなと思ったら、竹原市消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。



子ども達を 虐待から守るために

児童福祉法が変わりました

日本の子どもを巡る基幹的な役割を果たす児童福祉法が平成28年6月に変わりました。

改正された児童福祉法は、「子ども自身の目線」に置き換えて、児童福祉全体を根本的に見直しています。

「児童の権利（子どもの権利条約）の精神にそって、適切に養育されること、愛されること、保護されること。社会のあらゆる分野において、子どもの意見が尊重され、最善の利益が優先されるよう努めること」が求められています。さらに、改正児童福祉法は、児童虐待の発生予防、虐待を受けた子どもへの支援を重要視しています。

子どものいる場所でのDV（配偶者暴力等の家庭内暴力）は、児童虐待（心理的虐待）として扱います。

児童虐待は、子どもたちに深刻な影響を与えます

虐待を受けた子どもは、成長過程において深刻な影響を受けています。心の領域や行動面に影響を与えます。

○頭部への外傷や脳への刺激で、発育、発達が遅れること

○虐待された事を突然思いだし、苦痛を感じる

○虐待事実を認めない、人と接触、活動等避け、記憶をなくすこと

○別人になってしまったかのようにふるまうこと

○ささいな刺激で非常に激しい怒りを持つこと

○自分自身の体を傷つける行為をする

○劣等感や無気力感を強く持つようになる

○良好な人間関係をつくれな

○強い攻撃性を持つようになる

○思春期になると様々な問題行動を起してしまう

○子ども時代に受けた「心的トラウマ」により、おとなになっても、社会生活を送るうえで、ハンディを長期的に背負わされる

相談、通告が児童虐待の発生予防につながります

周りの人たちが早く気づき、通告することで、子どもたちの生命を守るにつながります。相談・通告は匿名でも可能（通告者、通告内容を公表することはありませ

ん）です。「子どもが虐待を受けているのでは？」と思われる時こそ、子どもを守る視点に立って相談窓口にお知らせください。

相談窓口（通告窓口）

社会福祉課子ども福祉係 ☎22-7742

家庭児童相談室 ☎22-3544

人権推進室 ☎22-7736

広島県西部こども家庭センター

☎082-254-0381

全国児童相談所 全国共通ダイヤル

☎189（いちはやく）



広島県西部東保健所 サテライト業務の実施

平成30年度も毎月第1火曜日10時から15時に、市民館で、広島県西部東保健所サテライト業務を実施します。

保健所サテライトでは、食品関係営業許可・届出などの受付や申請・届出の手続きに係る相談を行っています。

問い合わせ

広島県西部東保健所生活衛生課

☎082-422-6911（代表）

宝くじの助成金で コミュニティ活動備品を 整備しました！



地域コミュニティの活動の充実と宝くじの普及啓発を目的とした、一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用し、ふれあいステーションただのうみで使用するテーブルやいす等を整備しました。